

○(綴つて保存して下さい)○

# 館山布衣報

発行所 館山市役所  
館山市北條1087番地  
電話館山67-68188

**市民税第二期**  
九月三十日限り  
納期限までに市金庫に納付され  
た方には、その場で「割納税報  
償金を交付します。  
(印鑑持参のこと)

## 改正選舉法

### 戸別訪問は全面禁止

公職選舉法の改正案

は去る七月三十日衆院

両院を通過成立し、今

回の衆議院總選舉に對

する法制面の準備態勢

は確立されたのです。

今度の改正法の最大

の狙いは、「金のかから

ない選舉」の實現に關

かれており、今後施行

される各種選舉に際し

ての選舉運動は從來に

較べて大巾に制限され

ることになりました。

以下改正された点につ

いて検討してみましょ

う。

### 運動

未成年者の選舉

才未満の者を選舉に使

うことは、選舉事務所

の掃除とか、書類の整

理とかといふような單

純な労務提供の場合の

他は一切禁止されました。

従つて應援演説な

どは禁止された譯で學

生諸君にとつては、有

力なアルバイトの口が

一つ閉ざることにな

### 十月執行される選舉

十月一日 衆議院議員選舉

同 日 最高裁判官國民審査

十月五日 千葉縣教育委員會委員選舉

同 日 館山市議員補欠選舉

りに、金のかからない

### らせ

### 正しい選舉で

公明選舉標語

### 明るい日本

固定資産課稅臺帳の縦  
覽期間と登録事項に關  
す審査請求期間のお知

り

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

年一月三十日まで

年二月三十日まで

年三月三十日まで

年四月三十日まで

年五月三十日まで

年六月三十日まで

年七月三十日まで

年八月三十日まで

年九月三十日まで

年十月三十日まで

年十一月三十日まで

年十二月三十日まで

